破産手続廃止

平成２１年（フ）第５２号
埼玉県戸田市早瀬１丁目13番18号
破産者　有限会社永岡製作所
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１号
新潟県三条市本町３丁目10番21号
破産者　吉田　葉子
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成１９年（フ）第５６９号
長野市里島10番地１
破産者　有限会社ガイア
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第１０７６号
大阪府貝塚市近木975番地の12
破産者　有限会社いずたに
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１号
大阪府貝塚市三ツ松2366番地
破産者　株式会社アサヒ・コンテック
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第３２２号
兵庫県尼崎市稲葉元町３丁目５番地１号
破産者　有限会社サキデン
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４１０号
熊本市城山大塘２丁目３番10号
破産者　有限会社九州サントル
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第３９６１号
札幌市北区新琴似６条16丁目４番12―401号
破産者　有限会社田仲組建業
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１２８１号
埼玉県北埼玉郡北川辺町大字飯積1052番地１、破産手続開始決定時の住所東京都八王子市暁町３丁目４番７―117号
破産者　松島　圭子
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２２５号
東京都町田市忠生４丁目21番地14ドムス忠生407
破産者　佐藤　時雄
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成１９年（フ）第１６２号
三重県松阪市上川町2739番地の51
破産者　松和電器株式会社
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成１９年（フ）第２５号
和歌山県新宮市新宮6123番地
破産者　有限会社新兵衛屋蒲鉾店
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

破産手続終結

平成１８年（フ）第１号
福岡県久留米市日吉町10番地１
破産者　有限会社アベニール丸和
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２０年（フ）第５２０号
盛岡市紺屋町３番20号
破産者　有限会社エヌ・コラージュ
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第７０３号
静岡県駿東郡清水町卸団地301番地
破産者　田邊商事株式会社
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成１９年（フ）第８９号
岩手県大船渡市大船渡町字堀川１番地８
破産者　株式会社佐藤組
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２０年（フ）第１１５号
岩手県一関市地主町４番10号
破産者　三星合名会社
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第４８４号
横浜市南区新川町１丁目１番地12
破産者　株式会社村建設
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４８５号
横浜市南区新川町１丁目１番地12
破産者　株式会社陽報建設
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成１９年（フ）第９２８号
大阪府泉南郡岬町淡輪1387番地の２
破産者　エイケイワークス株式会社
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係